

H25 年度からの留萌市農村交流センター「こさえーる」の使用について

1)施設の申込手続き等について

① 利用者は、前月の25日までにお申し込みください。

・事前に電話（こさえーる 43-4556、又は市農林水産課 42-1837）で空き状況を確認し、予約後に申請書を提出してください。

※申請書は、こさえーる、市役所その他、FAX（42-7865：市役所農林水産課）、メール（nousui@e-rumoi.jp）でも受け付けます。

25日までに申請書を事前提出すれば、許可書は使用日に交付します

申請書

月間利用スケジュールを作成し、お知らせします。

② それ以降も当月内に随時、施設の空き状況に応じてその都度申込みを受け付けます。（平日の昼間利用を基本とします。）

必ず事前に電話で確認の上予約し、申請書を事前に提出ください。（FAX、メールでも可）なお、当日申込みによる施設利用は原則受け付けません。

③ 使用日に必ず料金をお支払いください。（ただし、ガス等の実費分は使用前、使用後のメーターを確認しますので、使用後にお支払いください。）

また、土日及び夜間に利用する場合は、事前に申請書を提出の上、使用料金を前払いください。）

土、日、夜間は料金の収受は行いません。

これまでとの違い

- 管理人は、こさえーる利用日以外は原則常駐しません。（市役所での勤務となります）
- こさえーる不在時は市の農林水産課（42-1837）へ電話が転送されます。
- 当日申込みによる施設利用はできません。
- 前月の25日以降翌月に申し込む場合は、平日昼間のみの利用受付とします。
- 使用料は申請時または使用当日での納付を基本とします。（後納は原則認めません。）
- 土日、夜間の利用の場合は、必ず直前の開館日までに申請書の提出と料金を前払いしてください。
- HPへの利用スケジュール掲載、Eメールでの申請書の受理を可能とします。

2)開館日、時間、使用料について

設置条例第4条

1. 開館時間 午前9時から午後9時まで
2. 休館日
 - ・ 毎週月曜日
 - ・ 祝祭日（月曜日にあたるときはその翌日）
 - ・ 12月31日～1月9日まで

使用の許可を受けた利用者は、下記の条例上の使用料をお支払いください。

設置条例第7条

別表

時間区分		午前	午後	夜間	全日
		(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後5時まで)	(午後6時から午後9時まで)	(午前9時から午後9時まで)
研修室A	夏期	1,200円	1,600円	1,500円	3,900円
	冬期	1,300円	1,800円	1,600円	4,200円
研修室B	夏期	1,800円	2,400円	2,300円	5,900円
	冬期	2,000円	2,600円	2,500円	6,400円
調理実習室	夏期	900円	1,200円	1,100円	2,900円
	冬期	1,000円	1,400円	1,300円	3,300円
加工室	夏期	2,000円	2,600円	2,500円	6,400円
	冬期	2,300円	3,000円	2,900円	7,400円
展示室	夏期	700円	1,000円	900円	2,300円
	冬期	800円	1,100円	1,000円	2,600円
屋外使用料		1日につき1平方メートル当たり			30円

備考

- 1 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の使用金額は、それぞれの区分の使用料を合算した額とします。
- 2 使用時間の延長又はやむを得ず使用時間区分に属さない時間を使用する場合の使用料は、次のとおりとします。
 - (1) 正午から午後1時までの間は、1時間につき午後の使用料の額の25%相当額
 - (2) 午後5時から午後6時までの間又は午後9時から翌日の午前9時までの間はそれぞれ1時間につき夜間使用料の額の30%相当額
- 3 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとします。
- 4 屋外使用料は、次のとおりとします。
 - (1) 1日未満の場合は、1日として計算する。
 - (2) 1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。
- 5 冬期とは、11月1日から翌年4月30日までとします。
- 6 ガス等の使用については、実費相当額を徴収します。

これまでとの違い

これまで、留萌市教育委員会が認定した社会教育団体及びこれに準ずる団体として、こさえーる利用団体には、上記使用料の1/2の額で減額適用し、その後指定管理者も同様の料金を設定し、運営してきました。しかしながら、H16年度から既に市の公共施設全体で減免規定が廃止となっているため、当該施設だけ減免適用を行うことは困難であり、次年度から市の直営管理に伴い、上記のとおり正規料金表の金額となりますので、ご了承願います。

3)「こさえーる」の有効活用について

その1

○地場の農産物等を使った加工品の商品開発を支援します。

1. 市と一緒に新たに地場の農産物等を活用し、地域特産物の加工、開発、商品化に向けた研究に取り組む場合、販売が軌道に乗るまでの当分の間、加工室の施設使用料については市が負担します。(ただし、前月25日までに予約した団体利用以外の日の使用に限ります。)

2. 新商品開発にかかるアドバイザー等の派遣、品質表示、衛生管理、成分・栄養素分析、販売製造許可申請等の費用を市が負担します。

★商品開発を目的とした活動のみを対象とし、既存のサークル内でのみ製造、消費するものは対象となりません。

その2

○子ども(親子含む)を対象とした体験事業を支援します。

市と一緒に子ども達の食育活動や、加工体験事業を企画、実施した場合、本事業にかかる施設使用料は市が負担します。また、本インストラクターにかかる講師料についても市が負担します。(ただし、前月25日までに予約した団体利用以外の日の使用に限ります。)

★既存のサークルでの活動の中で、新たに企画し、市に提案いただいても結構です。

こさえーるについてのお問い合わせは
留萌市役所農林水産課農政係
(電話 42-1837 / F A X 42-7865) まで